

2025 年度以降の出張旅費に関わる運用の見直し

人事部

「2025 年度以降の出張旅費に関わる運用の見直し」（2024 年度第 27 回部長会（2025 年 1 月 30 日開催））に基づき、2025 年度の出張旅費に関する取扱いを以下の通りとする。

1. 海外出張における宿泊費支給の上限額と出張雑費

1.1 海外出張に対する制度変更

2025 年度は「2023 年度の海外出張時における海外宿泊費支給に関する運用」（2022 年度第 26 回部長会（2023 年 1 月 19 日開催））を改め、以下の変更を加えて、2025 年 4 月 1 日出発分より運用を開始する。

①実質実効為替レートの算定方法の見直し

実質実効為替レートを指標としている算定について、その方法を以下の通り見直す。

- ・ 実質実効為替レートの基準年を、これまでの 1984 年から 2010 年を基準年に変更する（2010 年の指数を 100 とする）。
- ・ 平均指数の算定の際、これまでの前年 11 月～当年 1 月の 3 カ月であった期間を、早期に算定するために前年 10～12 月の 3 カ月とする。
- ・ 指数平均に応じた係数を、物価上昇や円安傾向を加味し、以下の通り変更する。

	平均指数	2024 年度の係数の設定		2025 年度の係数設定
1)	125～76	基準額×1.0	→	基準額× 1.5
2)	75～51	基準額×1.5	→	基準額× 2.0
3)	50 以下	基準額×2.0	→	基準額× 2.5

上記に基づいた計算において、2024 年 10 月～11 月の実質実効為替レートの指数は 71.9 となるので、2025 年度の海外宿泊費を基準額×2.0とする。

②「出張種別」の統一

本学規程で定められている「出張種別」ごとの宿泊費・出張雑費を、2025 年度は「用務」の金額（最高額）に統一する。

- ・ 現行の規程では、出張種別を「校務のための出張（用務、会合・研修参加、諸行事）」
「正課のための出張（授業実施、実習指導、演習等の指導〔通常基準・特別基準〕）」
「研究、調査等のための出張（学会参加、研究・調査、事業プロジェクト）」「その他の出張（合宿視察）」として定義されており、種別ごとに異なる宿泊費上限・出張雑費

が適用されている。支給基準を判りやすくするため、宿泊費・出張雑費については現行の最高金額である「校務のための出張（用務）」を一律適用する。

③A 地方・B 地方の再定義

今般の財務省令を参考に、宿泊費・出張雑費の支給基準を区分している現行の A 地方、B 地方を以下の通り変更する。

	現行規程		2025 年度の適用
A 地方	シンガポール ロスアンゼルス、ニュー ーヨーク、サンフラン シスコ、ワシントン ジュネーブ、ロンドン、 モスクワ、パリ アブダビ、ジェッダ、ク ウェート、リアド アビジャン	→	〔アジア〕 モルディブ 〔北米〕 アメリカ合衆国（グアムを除く）、カナダ 〔中南米〕 ジャマイカ、バルバドス 〔欧州〕 アイスランド、ロンドン（英） 〔中東〕 アブダビ（U A E）、イスラエル、リヤド（サウジ アラビア） 〔アフリカ〕 アンゴラ、マリ ※都市名の場合は当該都市、国名の場合は当該国全域
B 地方	A 地方を除く全ての 都市及び地域	→	（同左）

財務省令は都度の見直しが生じる可能性があるが、2025 年度内に何らかの変更が生じた場合でも、当面は上記の設定で運用する。

1.2 海外出張における宿泊費支給の上限額

2025 年度の宿泊費上限は、1.1①実質実効為替レートの算定方法の見直しに基づき、基準額×2.0 を適用する。また 1.1②「出張種別」の統一に基づき、いずれの出張においても、A 地方または B 地方の出張地方のみを基準額の判断の対象とし、基準値には現行の校務のための出張の金額を適用する。

現行旅費規程の支給基準 (海外宿泊費上限)	地方	現行規程の 基準額		2025 年度に適用 する上限
校務のための出張	A 地方	22,500	→	45,000
正課のための出張 研究、調査等のための出張（研究・調査）	B 地方	18,800	→	37,600
正課のための出張（実習指導） 研究調査のための出張（学会出張） その他の出張	A 地方	12,000	→	45,000
	B 地方			37,600

※大学総長（代理出張、随行者含む）の校務出張については A 地方に 3,200 円、B 地方に 2,700 円を加算した金額を上限とする。

1.3 海外出張における出張雑費

出張雑費は、1.1①の出張種別の統一に基づき、以下の通り変更する。また出張者の利便性向上のため、これまで A 地方・B 地方により異なっていた金額も統一する。

現行旅費規程の支給基準 (海外出張雑費)	地方	現行規程の 出張雑費		2025 年度に適用 する出張雑費
校務のための出張	A 地方	7,200	→	7,200 一律に適用
正課のための出張	B 地方	6,200	→	
研究、調査等のための出張（研究・調査）				
正課のための出張（実習指導）	A 地方	3,200	→	
研究調査のための出張（学会出張）	B 地方			
その他の出張				

※大学総長（代理出張、随行者含む）の校務出張については 1,100 円を加算した金額を上限とする。

2. 全学枠予算を使用した海外への学会出張費 40 万円の位置づけ

2023 年 12 月 14 日の第 23 回部長会において承認された以下の特例は、2024 年度に限って適用するとしていたが、2025 年 4 月以降も継続的に適用する。2026 年度以降の対応については、運用実績と社会情勢の変化を踏まえて、あらためて提案する。

上記の提案に関連して、全学枠予算を使用した学会出席の年間上限回数 3 回のうち、2 回までは海外への学会出張が認められており、1 回あたりの上限額は 20 万円（年額 40 万円）である。しかし、1 回あたりの上限額 20 万円では、出張地域によっては支出超過となるケースがある。そこで、2024 年 4 月以降に出発する海外への学会出張について、上限額 20 万円を年 2 回までとする現状のルールに加え、出張者が希望した場合、全学枠予算を使用した年度内の海外出張を 1 回に限定したうえで上限額 40 万円まで支出可能とするよう提案する。

（第 23 回部長会 2023 年 12 月 14 日「2024 年度以降の出張旅費に関わる運用の見直しについて」より）

3. 国内出張における宿泊費上限等

3.1 国内出張における宿泊費上限

財務省令を参考※に、あらたに国内を都道府県により 3 区分とし、以下の通りとする。出張種別毎に金額の違いを有しない。

現行旅費規程の支給基準 (国内宿泊費上限)		2025 年度に 適用する上限		具体的都道府県名
12,000 但し 2024 年度特例で 13,000	→	a 地方	19,000	千葉、福岡、埼玉、東京、京都
	→	b 地方	16,000	熊本、香川、神奈川、新潟、愛知、大阪
	→	c 地方	13,000	上記以外の都道府県

※財務省令において、上記の a 地方とした地方の宿泊費上限金額は 17,000～19,000 円、b 地方は 14,000～16,000 円、c 地方は 8,000 円～13,000 円とされており、この金額を参考に用いる。

※校務出張に限り、大学総長は 4,000 円、学部長・事務部長（総長代理出張時も同様）は 2,000 円を加算した金額を上限とする。

3.2 国内から招へいする者の宿泊費用

国内から招へいする者の宿泊費に関する特例が 2023 年度第 10 回部長会（2023 年 7 月 6 日開催）で了承され、更に前項と同様に国内宿泊費上限の 13,000 円の適用が準用されたが、3.1 の国内宿泊費上限の 2025 年 4 月 1 日以降出発の出張への適用により、当該特例も 2025 年 3 月 31 日をもって廃止する。

その上で、国内からの招へい者は首都圏、本学では主に東京都・埼玉県での宿泊が想定され、その場合は a 地方の国内宿泊費上限額の適用とする。それ以外も、原則として国内宿泊費上限に定めた a 地方～c 地方の設定に準ずる。

3.3 国内出張における出張雑費

国内出張における出張雑費は変更しない。

現行旅費規程の支給基準 (国内出張雑費)		2025 年度に適用する 出張雑費	備考
3,200	→	3,200 (変更無し)	宿泊費上限で適用した a～c 地域による違いは無し

※総長、学部長・事務部長の出張雑費も同様に変更しない。

4. 招へい外国人の滞在費

3.1 で示した国内出張の宿泊費上限の変更に伴い、招へい外国人等旅費支給要領で定める招へい外国人の滞在費（現行 1 日につき 18,000 円が上限額）についても引き上げることとし、国内 a 地方の 19,000 円に 6,000 円を加算した 25,000 円を 1 日につき支給する上限額として定める。

5. 兼任講師の集中講義旅費

3.1 で示した国内出張の宿泊費上限の変更に伴い、「立教大学兼任講師の集中講義のための着任・離任旅費規程」で定める宿泊費（現行一泊につき 12,000 円が上限額）についても 19,000 円に引き上げることとし、同規程第 5 条の別表で定める大学負担額についても以下の通りとする。

現行旅費規程の支給基準 (大学負担額)		2025 年度に適用する 大学負担額	備考
85,890 円 (国内から着任する者)	→	116,400 円	算出根拠は JR 運賃 120km 相当額 15 回往復分+3 泊分の宿泊費
136,000 円 (海外から着任する者)	→	157,000 円	算出根拠は 1 往復分の渡航費 100,000 円+3 泊分の宿泊費

6. 新制度の開始日

上記1. 3. 及び5. の運用開始日を、2025年4月1日出発分からとする（2. は2025年4月から継続適用、4. は2025年4月1日滞在分から適用）。

7. その他

これらの適用は2025年度内のものとする。2026年度の運用は4月以降の運用・作業と予算執行状況等を鑑みた上で2025年度内にその基準額等を具体的に示す。

「学校法人立教学院本部及び立教大学専任勤務員の出張及び旅費の支給に関する規程」及び関連する規程の改正は上記の状況及び社会情勢を見定めつつ検討する。

以上